

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年 1月 5日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づき、実施機関に対し、異議申立人の母について、〇〇病院（以下「本件病院」という。）が平成21年〇月〇日に起こした医療事故（以下「本件事故」という。）に関して、名古屋市南区南保健所（以下「南保健所」という。）が保有する、同年〇月〇日の定例立入検査の際に名古屋市南区南保健所長が受領した同月〇日付けの本件病院の第一次医療事故報告書（以下「本件請求文書」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成23年 1月19日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書が存在しないことを理由として、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 本件事故の第一報は、平成21年〇月〇日であり、本件事故の発生から〇か月後の平成22年〇月〇日であるはずがない。
 - (2) 実施機関は、本件請求文書について、「平成21年〇月〇日に発生した事

故等の概要が記載された文書」と弁明しているが、本件請求文書は、事故分析、改善提案及び診療経過がA4サイズ 4枚に記載されており、決して概要でもメモでもない。

(3) 実施機関は、「事故報告書は事故調査委員会の調査結果を基に作成されるものである」と弁明しているが、本件請求文書を基に聴取したものが事故報告書である。

(4) 事故調査委員会がいつから開催され、いつ終了したかを南保健所が本件病院に聴取し把握しない限り、事故報告書は提出されない。

実施機関は、「事故報告書の提出を依頼した」と弁明しているが、依頼した根拠についての弁明がないことから、南保健所は本件病院に提出依頼をしていない。

平成22年 5月11日、本件病院から南保健所に事故報告書（様式15）（以下「病院作成報告書」という。）が提出されたのは、同年〇月〇日に、異議申立人の代理人である弁護士から名古屋市健康福祉局健康部保健医療課（以下「保健医療課」という。）に、本件事故に関する通報（以下「本件通報」という。）をしたからである。

(5) 南保健所において、病院作成報告書と本件請求文書を差し替え、本件請求文書を破棄したことが事実であるならば、誰が、いつ、誰の指示により、どのような理由で差し替え、破棄したかについての弁明がない。廃棄が事実である証拠について、「その証拠はない」の一言で済まされることではない。

また、事故調査委員会の結果が出ていないから、病院作成報告書は中間報告であると言うのであれば、最終報告が提出されれば、中間報告はすべて破棄することとなる。

(6) 平成21年〇月〇日からの経緯を常識的に考えても、文書は存在している。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成21年〇月〇日、実施機関が、本件病院に定例立入検査を行った際に、本件事故が発生したこと、事故調査委員会を設立し、原因究明と再発防止について調査中であることの報告があり、本件事故等についての概要が記載された本件請求文書を受領した。

なお、事故報告書は事故調査委員会の調査結果を基に作成されるものであるので、事故調査委員会の調査結果に基づく事故報告書を早急に提出するよう依頼した。

2 同日以降、本件病院に対し、事故報告書の提出を依頼したが、事故調査委員会の調査結果が出ていないという理由で提出されなかった。

平成22年 5月11日、事故調査委員会の調査結果が出ていないため、中間報告として病院作成報告書が提出されたことから、当該報告書を受領し、本件請求文書と差し替えた。この差し替えにより、本件請求文書は廃棄した。なお、本件請求文書を廃棄したという証拠はない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件請求文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる保有個人情報について

(1) 当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について、次の事実が認められる。

ア 平成21年〇月〇日、本件病院において本件事故が発生した。

イ 同年〇月〇日、南保健所は、本件病院に定例立入検査を行った。その際、南保健所は本件病院から本件請求文書を収受した。

ウ 平成22年〇月〇日、保健医療課は、異議申立人の代理人である弁護士から本件通報を受けた。

保健医療課の職員は、本件通報があった月日及びその内容、保健医療課が南保健所へ確認及び指導した内容並びに本件請求文書が南保健所に提出されている旨の南保健所からの報告内容等を記載した「南保健所の名南病院医療事故対応について（覚え）」（以下「保健医療課作成記録」という。）を作成した。

エ 同年 5月11日、南保健所は、本件病院から病院作成報告書を受領し、本件請求文書は廃棄した。

(2) 実施機関は、平成21年〇月〇日の定例立入検査の際に、本件病院から本件請求文書を受領していることから、本件請求文書が実施機関において保

有されているか否かを判断する。

ア 本件請求文書は、上記（1）エで述べたとおり、病院作成報告書が本件病院から南保健所に提出されたことにより、保管する必要性がなくなったと南保健所において判断されたため、廃棄されたものと認められる。

イ また、保健医療課作成記録の中に、南保健所の職員が本件請求文書を廃棄した旨を保健医療課へ報告した旨が記載されている。

ウ したがって、本件開示請求がなされた時点では、本件請求文書は存在していないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 2月 2日	諮問書の受理
2月 3日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう再通知
11月10日	実施機関の弁明意見書を受理
11月14日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月17日	異議申立人の反論意見書を受理
平成24年 7月18日 (第 168回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成25年 9月20日 (第 182回審議会)	調査審議
10月18日 (第 183回審議会)	調査審議
10月25日	答申